

社団法人 日本調査業協会

平成24年度 修正事業計画

はじめに

(方向性)

組織及び財政確立の構築に向けて全力を傾注すると共に、公益事業の推進はもとより一般消費者への協会アピールを強化し、一般社団法人の申請を行う。

(基本方針)

以上の状況を踏まえ、本年度は次の3点を柱に事業計画を策定した。

- (1) 一般社団法人の申請を行う。
- (2) 組織・財政の立て直しを図るとともに、継続して可能な限りの公益事業の推進を図る。
 - ① 苦情相談の継続開催（苦情110番）。
 - ② 消費者セミナーの強化継続開催。
 - ③ 教育研修会（セミナー等）の充実を図り、「苦情の一掃」・「業者のレベル向上」更には、倫理委員会と連携し「一般消費者の疑問等の解決策」を図る。
 - ④ 認定試験制度の継続実施。
 - ⑤ （社）日本調査業協会のホームページを活用し、加盟員・非会員並びに一般消費者へも様々な情報の発信を行う。
- (3) 業界の健全化を図るため、コンプライアンスの強化に努める。

各事業ごとに主な点を掲げると、次の通りとする。

1 倫理事業

- (1) 継続して「苦情相談日」の開設を行い、消費者の方々からの悩み・相談に対し助言・指導を行い、信頼いただける業界作りの一助に寄与する。
- (2) 日常実施している「苦情処理」に関し、各委員会とタイアップし強化を図り、レベルの向上に努める。
- (3) 業界の認知を図ると共に、消費者が安心して依頼ができる情報発信のため、継続して「消費者セミナー」の開催を行う。

2 教育研修事業

- (1) 倫理委員会と協力し消費者向けセミナーを開催し、協会アピールを図る。

- (2) 加盟員・非会員のレベルアップ及び苦情の一掃を図るため、研修会・認定試験制度の継続・認証を行う。また、業界認知のため一般の方々への門戸を開放する。
- (3) 講師派遣に対し積極的に応える。
 - ① 消費者センター等の公的機関へ呼びかけると共に、要請には積極的に対応。
 - ② 単位協会からの要請に、積極的に対応。

3 広告適正・広報事業

- (1) ホームページのリニューアルに伴い、業界人のみならず一般の方々へも様々な情報発信を行う。
- (2) 広告表示の適正化の強化を図り内外に報告し、探偵業の健全化及び法の強化の一助に努める。
- (3) ネット社会に順応した規定の見直し。
- (4) 会報の発行。

4 総務事業

- (1) 一般社団法人申請対応。
- (2) 新制度へ向けスムーズな移行が行えるよう、各委員会への支援を行う。
- (3) 公益事業推進のため、各委員会への指導・強化を図る。
- (4) 他の委員会と協力し調査研究のため資料収集を行い、統計・データベース化し、分析結果を広く広報すると共に探偵業法の見直し等の一助とする。
- (5) 広告・広報委員会と連携し、(社)日本調査業協会の活動・情報等をリアルタイムに提供。

I 倫理事業

1 新制度に向けての方針

消費者保護の観点より、「苦情の一掃」を図るための対策強化。また、調査業に係る倫理・法違反及び本会の諸規程違反に関する指導の強化を図る。

2 事業活動

- ① 「苦情相談日 苦情 110 番」の開設を年 2 回実施。
- ② 消費者保護を目的とし「消費者セミナー」の開催。
- ③ 一年間の活動報告をまとめ、次年度のレベル向上に繋げると共に関係機関に報告し、業界発展及び消費者保護の基礎資料とし広報を行う。

Ⅱ 教育研修事業

1 新制度に向けての方針

レベルの向上・コンプライアンスの強化を図るため、研修会の充実を図ると共に、認定制度の確立を行う。また、業界の認知を図るため他の機関と連携し、講師依頼等を受けたときは積極的に参加・協力する。

2 事業活動

- ① 日調協主催の研修会を1回開催するとともに、単位協会主催の教育及び消費者向け研修会に積極的に協賛し、講師等のバックアップを行う。
- ② 人材育成のため、「認定試験」の継続実施。
- ③ 他の機関より、講演会等の講師依頼を受けたときは積極的に対応する。
- ④ 他の委員会と協力し、組織拡大を図る。
- ⑤ 一年間の活動報告をまとめ、次年度のレベル向上に繋げると共に関係機関に報告し、業界発展及び消費者保護の基礎資料とし広報を行う。

Ⅲ 広告適正・広報事業

1 新制度に向けての方針

ウェブサイトのリニューアルに伴い、協会活動並びに情報のスピーディーな発信を行う。

2 事業活動

- ① 「自主規制」・「不適切文言」・「公序良俗等」に反する調査を行ない分析し、関係機関と協力し根絶のための積極的な活動を行う。
- ② ネット社会に順応した規定の見直し。
- ③ 会報の発行。
- ④ ツイッターを活用し、リアルタイムに情報発信を行う。
- ⑤ 一年間の活動報告をまとめ、次年度のレベル向上に繋げると共に関係機関に報告し、業界発展及び消費者保護の資料とし広報活動を行う。

Ⅳ 総務事業

1 新制度に向けての方針

一般社団法人の申請を行う。

各委員会と協力し、組織及び財政の確立を図り、認定後スムーズに移行で

きるよう基礎づくりを行う。

各委員会の公益事業推進のため、委員会活動の強化・指導を図る。

2 事業活動

(1) 一般社団法人の申請を行う。

- ① 専門家に依頼し、スケジュールに沿って申請を行う。
- ② 各委員会の実施する事業について、積極的に参加し協力を行う。

(2) 調査研究委員会（公益目的事業）

- ① 他の委員会と協力し、不正行為等の社会的排除を行うため調査研究を行い、関係機関とタイアップし排除を行う。
- ② 調査研究で実施したものを纏め、関係機関へ報告及び日調協ホームページに掲載し、業界発展及び消費者保護の資料とし広報を行う。

(3) 総務委員会

他の委員会と協力し組織の確立及び財政の立て直し・組織拡大を図る。

(4) 組織拡大委員会

- ① 組織拡大を図るため、本部主導型でピアール活動を行うと共に、目的意識を明確化にして協会の結束強化を図る。

(5) 特別法実行委員会

- ① 探偵業法等に関する情報を速やかに提供し、周知徹底を図ると共に関係機関への協力実施。

V 管理部門

1 会 員

会員サービスの向上を図るため、他の委員会と連携し現状の問題点を提起し改善を図る。

2 業務執行体制の整備と強化

機能的に業務を行うため、事務局体制の整備を行う。